

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

納税者に退職、転勤等の異動があったときは、異動した月の翌月10日までに必ず異動届出書を提出してください。

給与の支払を受けなくなった方のうち平成31年度特別徴収になっている方で、平成31年1月1日と令和2年1月1日の住所地が異なる場合は、平成31年1月1日の住所地の市区町村へ特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和2年1月1日の住所地の市区町村へは給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

記載例（転勤の場合）

付印 31		市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収		整理番号	
貝塚市町長 元年 8月 10日 提出		所在地 貝塚市 市中1丁目17番1号 名称 貝塚商事株式会社		担当 総務課給与係 氏名 大阪 花恵 電話 072-422-1111	
給与 氏名 貝塚 太郎 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生 個人番号 所得 住 1月1日 貝塚市北町23番1号 所 異動後 同上		特別徴収税額 (年税額) 円 120,000 徴収済税額 (イ) 円 20,000 未徴収税額 (ウ)-(イ) 円 100,000		異動年月日 元年 7月 10日 異動の事由 ① 転勤・転籍 ② 特別徴収継続 ③ 死亡 ④ 一括徴収 ⑤ 長欠 ⑥ その他 a 支払少額 b 支払不定期 c 上記以外 異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付) 1月1日以降退職時までの給与支払額 円 控除社会保険料額 円	
※事業主及び従業員1の希望のみによる普通徴収への切替はできません。					
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。） 所在地 〒530-0005 大阪市北区中之島1-3-10 特別徴収指定番号 担 氏名 当 電話 06-6312-4000 者 新しい勤務先へ、月割額 10,000 円を 8 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。					
② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。） 該当する項目に○をしてください。 1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 1の場合 徴収予定額(ウ)と同額 円 左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。					
③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合 ①・②に当てはまらない場合に記入してください。 該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。					
旧特別徴収処理欄		30年度		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	
31年度		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他		点 検	